

2012年度

関西大学大学院会計研究科 入学試験問題（1月募集）

〔素養重視方式〕

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 15 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料〔第177回国会 衆議院 財務金融委員会 第7号（平成23年03月09日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- （1）現在の国際商品市況の上昇は、どのような要素が絡み合った上でもたらされていると述べられていますか。
- （2）N委員は、企業の国内誘致の方策として、法人税に関してどのような措置をとるべきであると主張していますか。その理由も併せて答えなさい。
- （3）特区制度について、次の各問に答えなさい。
 - ①特区制度には、どのような税制特例措置が置かれていますか。
 - ②N委員は、今回の特区制度について、どのような点が問題であると主張していますか。

資料〔第177回国会 衆議院 財務金融委員会 第7号（平成23年03月09日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○I委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁Y君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣法制局第二部長K君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○I委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

—————

○I委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。N君。

○N委員 自民党のNでございます。

この時期、つまり、予算が衆議院を通過した後に同じく衆議院で税制を議論する、非常に残念な思いでありますけれども、きょうはせっかくお時間をいただきましたので、経済政策、経済を成長させる税制なのかどうか、どういう政策が経済を成長させるのか、雇用をふやしていくのか、その視点から幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最初に、P大臣にお伺ひします。

来年度の経済成長をどう見通しておられますか。成長率をお答えください。

○P国務大臣 政府としては、内閣府が経済の見通し、実質経済成長率一・五％という、いわゆる予想というか見込みを立てています。

○N委員 それは実質ですか、名目ですか。

○P 国務大臣 実質でございます。

○N 委員 法人税収の見通しは幾らですか。

○P 国務大臣 これからのそういう動向を踏まえての税収の判断をするというふうに思います。

○N 委員 予算上、法人税収は立ててあるはずですがけれども、幾らですか。

○P 国務大臣 全体で四十一兆弱の税収の見込みの中、法人税はたしか九兆円台だったかというふうに思います。

○N 委員 正確に。予算は通過しているんです、衆議院を。予算の責任者でありますから。

今回、税制の議論をさせていただいているんです。法人税収の見通しは幾らですか。

○P 国務大臣 七兆七千九百二十億円でございます。

○N 委員 二兆円も違うんですよ、二兆円も。こんな感覚で審議ができますか。予算審議を経て税制の審議をやっているんですよ。それは当然の数字じゃないですか。

もう一点、お伺いします。

過去の法人税収の最高額は幾らでしょうか。

○P 国務大臣 過去の最高額は、たどっていくと、平成元年のころになります。十九兆円ですね。

○N 委員 そうであります。今お答えされたとおりでありまして、平成元年前後は十八兆、十九兆あったわけですがけれども、今七兆、来年度は七兆八千億、七・八兆ぐらいを見込んでおられるということですから、やはり税収がふえるための政策を打つ、これが第一に考えられてしかるべきだというふうに思います。

もちろん、今回、後で議論しますがけれども、石油石炭税の増税を初めとして幾つか増税も入っておりますけれども、税収がふえるための政策、税制、これをぜひ議論させていただきたいと思います。

それでは、日銀に来ていただいておりますので、景気の見通し、物価動向についてお伺いをしたいと思います。

中東情勢が急変をし激動する中、原油価格が値上がりをする。あるいは異常気象、あるいはアメリカの金融緩和もあるのかもしれませんが、食料品など上昇している。国際的な商品市況が上がっているわけでありましてけれども、この国際的な商品市況の上昇が日本の物価にどういう影響を与えると見ておられるか、お聞かせいただけますか。

○Y参考人 お答えいたします。

先生御承知のとおり、国際商品市況につきましては、二〇〇九年の初め以降、上昇基調を続けております。特に去年の秋以降、食料品などを中心にして上昇テンポを速めてきているということでありまして。一部の非鉄金属ですとか穀物の中には、過去のピークであります二〇〇八年の夏ごろの水準、あるいはそれを上回る水準にまで上昇してきているということでありまして。

私ども、日本経済へのこうした国際商品市況の影響というものを考える場合には、この国際商品市況の上昇が何によってもたらされているか、ここを見きわめる必要があるわけでありまして、現在までの国際商品市況の上昇については幾つかの要素があると思っております。

一つは、新興国経済の高成長という実需面の要因、これが大きな要素としてございます。それからもう一つは、御承知のとおり、世界各地で天候不順あるいは自然災害などが起きておりまして、この面からくる供給要因、こういうものもきいておるはずであります。それからもう一点は、先進国の大規模な金融緩和の継続が金融面の動きとなって、商品市場に資金が流れ込み、それが商品市況を高めているというような要因もあろうかと思っております。もちろん、最近では中近東あるいは北アフリカの政治情勢なども、地政学リスクとなって、市況上昇要因としてきいているという面もあろうかと思っております。

いずれにしても、今回の国際商品市況の上昇については、いろいろな要素が絡み合った上で発生しているものだというふうに思っております。

それでは、こうした国際商品市況の上昇というものが日本経済にどのようなインパクトを与えるかということでありまして、それはまさに、今申し上げた、それぞれの要素というのがどのような形で

我が国経済に影響を及ぼしているか、このあたりを見きわめるということになるわけでありませう。

まず、先ほど新興国の実需が商品市況の上昇につながっているということをおし上げましたが、こうしたことからすると、新興国が高い成長を続けているということになりますので、私ども日本からそうした国々に向けての輸出がふえる、あるいは投資収益がふえるという形で、プラスの効果が想定されます。その一方で、国際商品市況の上昇というのは、当然のことながら日本の交易条件の悪化というものを招くわけでありまして、これによる実質所得の低下というのが起きます。これは、日本経済に対するマイナスのインパクトとなってあらわれるということでありませう。

したがって、景気という面で考えると、今おし上げたようなプラスとマイナス両方をよく見きわめておく必要があるということでありませう。

それから、昨今の為替相場、特に円高方向で推移している為替相場というものは、むしろ国際商品市況のインパクトというのを弱める方向であらわれるはずだと思っております。

こうした要素というのが最終的には物価面にどう響いてくるかということでありませうが、輸入物価の上昇という形で市況の上昇があらわれるわけでありませうが、これが国内物価に今後どのような形で波及するか。

これは、基本的には国内の物価に対するプラス要素、上振れ要因となってあらわれる可能性が高いと思っております。一方で、先ほどおし上げたように、景気に対するマイナスインパクトということをおもたらすとすれば、これは物価の押し下げ要素として働く。

いずれにしても、物価面においてもプラスとマイナスの要素を両方見きわめて、これから見ていく必要がある、かように思っております。

○N委員 どちらに働くかよくわからない答えでありませう。まあ、いろいろ分析しなげないんではございませう。

今の分析の中で、実質成長率一・五％で予算を立てておられますけれども、これは実現可能ですか、どうですか。

○Y参考人 私ども一月に、経済見通しと申しますか、年に二回、四月と十月に出しております展望レポートについて、中間の見直しを行いました。

そこにおきましては、十一年度以降、日本経済が緩やかな回復過程をたどるだろうというような見通しを出しておりまして、その中で、あくまでも参考の数字であります。私どもも一・六%の実質成長を達成するのではないかというような見通しをつくっておるところであります。

そうした数字でありますので、政府の見通しと基本的には一致している、かように思っておるところでございます。

○N委員 確かに、総裁も一月の講演で、踊り場から脱却する蓋然性が高まってきたと。あるいは二月の記者会見ですか、改善テンポの鈍化した状態から徐々に脱しつつあるということ、そして今おっしゃったように、緩やかに回復していくということを見通しておられます。

他方、物価が上がってきて、ヨーロッパ初め、あるいは新興国もそうですけれども、金融緩和策の修正、出口を探す動きが出てきていると思うんですけれども、日銀として、日本のこの経済状況の中で、まさか金融緩和の修正、出口を考えておられないでしょうね。そのことを確認したいと思えます。

○Y参考人 お答えいたします。

私どもの物価に対する見方、特に消費者物価の先行きについての見方ということではありますが、これまで前年比の下落幅が縮小してきているということではありますが、こうした下落幅の縮小というのが先行きも続くだろうというふうに思っております。

ただ、一方で、こうした物価についても、見通しをめぐる不確定要素、リスク要因というのはあるかと思っております。一つは、これは先ほど申し上げたことではありますが、国際商品市況の上昇に伴って、我が国の物価の上振れという可能性もありますが、一方で、これだけ長きにわたってデフレ的な状況が続いてくる中で、経済主体の物価に対する見方、物価観というのが下振れるリスクもあろうかと思っております。

したがって、こうした上振れと下振れの両方を見ながら、しっかりと景気の展開、物価の展開を見きわめていくべき局面というふうに思っております。私どもはかねて、金融政策につきましては、物価の安定が展望できる、そうした状況になったと判断できるまで実質ゼロ金利を続けるという約束をしております。この約束を私どもとしては継続するということが、今の私どもの立場でございます。

○N委員 確認ですけれども、金融緩和政策、修正は、今の時点ではないということによろしいですか。

○Y参考人 金融政策については、先生御承知のとおり、私どもの金融政策決定会合において決めるものであります。月に一遍ないし二遍、金融政策決定会合を開いておるわけでありましたが、その中で世界経済あるいは日本経済の状況について十分検討を行った上で決めるということが基本原則であります。したがって、今この段階で先生に、当面の金融政策について、かくあるということをお答えすることは難しいです。

ただし、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、物価の安定が展望できると判断するまで実質ゼロ金利政策を続けるという約束をしっかりと行っておるわけでありますから、それを前提にお考えいただければというふうに思います。

○N委員 私なりに解釈をしますと、まだデフレの状況を脱却していない、緩やかに回復過程にはあるけれども、まだ金融緩和をやめる段階ではないというふうに理解をさせていただきます。

その上で、今の経済認識の上で、今年度、二十三年度以降、どういうふうに成長をして税収をふやしていくのか、あるいは雇用を維持拡大していくのかという点について議論をさせていただきたいと思えます。

まず法人税引き下げについてでありますけれども、今回五％引き下げということ打ち出され、これは予算委員会でも質問させていただきましたし、実現をされました。しかし他方で、その財源を、法人課税の減免、さまざまな研究開発なり償却制度なり、この見直しから財源を捻出したということでありまして、二十三年度の法人課税のネットの減税額は幾らになりますか。

○P国務大臣 委員御指摘のとおり、このたび法人実効税率五％引き下げ、一方で課税ベースの拡大を行うということもあわせてやりましたけれども、ネットでいいますと、法人課税全体で、これは平年度ベースになりますが、七千七百五十八億円という減税となります。

○N委員 今、平年度ベースとおっしゃいました。二十三年度の減税額はネットでお幾らですか。

○P 国務大臣 二十三年度については四千二百八十四億円減税となります。

○N 委員 つまり、二十三年度、五％下げると言っておきながら、それは来年の三月の決算から始まるんだと思います、そこで誤差があるんだと思いますけれども、本年度、二十三年度は実は約四千三百億円の減税でしかないということであります。

これは法人税でいいますと何％に相当する数字でしょうか。

○P 国務大臣 ざくっと二％かなと。

○N 委員 財務省で出されている資料でありますけれども、一応この算定する数字では、基本税率一％下げで減収幅が三千億円ということで見積もっておられるようでありますので、したがって、四千三百億というのは一・数％の下げということであります。二％もいっていないわけであります。つまり、五％下げと大見えを切られてやられましたけれども、結局、二十三年度はわずか一％ちょっとの減税しかないということであります。

これは、我々も法人税下げを主張してきましたけれども、研究開発の減税を圧縮したり償却制度も見直したりということで企業にその財源を出させた結果、結局わずか一％ほどの減税にしかならないということであります。

御案内のとおり、今、日本の企業の一番のライバルは韓国であります。これも予算委員会で議論させていただきました。法人税率が二四％。さらに、投資や研究開発の税額控除も日本の十倍にもなる、そういう分析もなされております。先週か先々週かの日経ビジネスに割と詳しく書かれておりました。

他方、アメリカも法人税を引き下げ、かつ投資についても一括償却、即時償却をやるということも方向性を出しています。イギリスも二〇一四年までに二四％に法人税率を下げる。

つまり、こういう動きを見ておりますと、法人税下げと、投資あるいは研究開発の減税、両方やらないと、なかなか企業はもう国内に立地をしてくれないということであります。法人税を形だけ五％下げても、投資や研究開発の減税分をとってしまうと、結局一％ほどの減税でしかなく、どうやって国内に企業は立地をするのか。

資料をお配りさせていただいております。

一枚目は新聞記事でありますけれども、シャープの会長、M会長の言葉が新聞に出ておりました。ことしの一月下旬であります。こ

ここにありますとおり、海外進出をやる限りは、日本の国内は五分之一でしかない。ここにありますように、負担の重い法人税、貿易自由化等々、雇用は維持できない。

さらには、下のところに、これは製薬メーカーの社長、副会長が、国内に雇用を残すなら国際競争力のある分野しかないが、研究開発減税を減らされると研究もアメリカでということになるというふうに言われています。

二枚目の資料、財務省の法人企業統計を見ていただきますと、二〇〇八年、二〇〇九年、二〇一〇年の資料、二〇一〇年はついこの間発表されたんだと思いますが、いわゆる設備投資、これは、有形無形ありますけれども固定資産取得額を合計しますと、二〇〇八年は五十兆円もの投資があった。ところが、政権交代後、二〇〇九年、二〇一〇年、三十九兆、三十八兆と、国内投資はものすごく減っております。

他方で、手元資金を積み上げていっている。そこにあるとおり、百六十二兆、百六十九兆。

御案内のとおり、今、新卒の大学生がなかなか就職をできないという中で、製造業の雇用者数は一千七十四万人から九百七十九万人、百万人ぐらい雇用を減らしているわけであります。

これが全部民主党さんのせい、政権交代のせいとは申し上げませんが、しかし明らかに、後ほどまた議論したいと思っておりますけれども、CO₂の二五%削減あるいは円高、デフレ対策、あるいはさまざまなアンチビジネスの政策がこれを促していることは間違いがないと思えます。

財務大臣、もう一度、税制、投資の減税、研究開発の減税をもとに戻す、あるいはもっと深掘りをしていく、このおつもりはないですか。この数字を見て、いかがですか。

○P 国務大臣　まず、この資料の数字ですが、二〇〇九年、平成十一年は、まさに自公政権から私どもが政権をかわった年でございますので、ここの数字で私どもが責任と言われても、これは困ります。

加えて、設備投資だけで見ると、あるいは雇用だけ見るとこういう数字でありますけれども、平成二十二年の日本の経済成長率は三・九%と、これはG7の中では一番高い数字になっておりますので、いろいろな角度からその評価はしていただきたいというふうに思います。

その中で、研究開発税制の見直しなんですけど、これは研究開発税制を最大限利用している企業においても、今般の法人税率の引き下げによって実質的には税負担は軽減をされるという形になります。

しかも、今回の見直し部分というのは、いわゆるリーマン・ショックの後に法人税が大きく落ち込んだ後、異例の措置として税額控除の上限額を引き上げたもので、異例の措置の部分を外すだけでございまして、これは期限が三月三十一日に切れるという部分、それを外すということで、研究開発税制の根幹部分、基幹部分は恒久的な措置として残っておりますので、私たちは、このネット減税によってむしろプラスの効果の方が大きいというふうに考えています。

○N委員 国際競争をしているのは製造業なんですね。サービス業は基本的には国内を対象にやっていますから、それほど国際競争にさらされているわけではありません。

法人税五％、我々はもちろん全体として下げることも主張しておりますから、我々は両方やるという主張でありますけれども、法人税を全体として下げて、これはサービス業まで広く薄く下げて、しかし一番肝心の、競争をしている製造業のところの投資減税や研究開発の減税を減らす。確かにネットでは多少のプラスはあるかもしれませんが、しかし、全体の政策としては、競争をしている製造業に、より、国内に立地をしていても競争ができる環境をつくっていく、そして雇用を国内で維持していくという政策が大事なんじゃないですか。

サービス業まで広く薄く下げて、そして製造業の部分のメリットを減らす、これは国際競争をしている製造業の競争力をそぐことになると思うんですが、いかがですか。

○P 国務大臣 先ほど申し上げたとおり、研究開発の税制で最大限それを利用している、そういう法人においても、今回は法人税率の引き下げによって実質的には減税ということでございますので、私はその影響は少ないと思います。

○N委員 これは考え方が違うのかもしれませんが。

例えば子ども手当、今議論になっておりますけれども、所得制限を入れて、一定の所得、ある以上の層は制限をする。もちろん子育ては大事ですから、我々も、所得の低い人たち、一生懸命頑張っている人たちには支援をしたい気持ちは、児童手当をやっておりまして、あります。しかし、子ども手当、仮に所得制限を入れて数千億

の財源が出れば、ばらまくよりかは、投資減税なり、国内に立地してもらうための減税財源として使った方がいいんじゃないですか。どうですか。

○P 国務大臣 子ども手当については、これは子どもはそれなりの政策目的がある。子供の育ちを社会全体で支えるという理念のもとでとっている措置でございます。

そのことと、この法人減税の財源の話と比較すること自体が、それぞれ政策目的が違うと思いますし、子ども手当についても、それは税制改正とそして歳出削減によって恒久的な財源を確保しながらやっておりますので、その比較の対象には当てはまらないと思います。

○N 委員 子ども手当について当初、もちろん社会全体で育てるということ、これは我々は意味がよくわからないということをいろいろな、厚労委員会を初めやっていますけれども、他方、内需を振興するために配れば、家計を支援すれば景気はよくなる、税収がふえる、こういう説明をしておられたと思いますが、いかがですか。

○P 国務大臣 子ども手当の話は、単なる経済政策として説明してきたとは思いません。子供の育ちを社会全体で支えていく、そういう理念のもとでの政策措置であります。

その結果、例えば少子化対策に効果があるとか、あるいは直接家計にお金が入るわけですからその分経済効果があるという付随的な説明はしていると思いますが、主たる目的は違います。

○N 委員 これももう何度も議論して、全く考え方が違いますので。

我々は、子ども手当を児童手当に戻して、一定の所得の低い人たちにはプラスアルファの何らかの支援はするとして、そういうばらまきの政策ではなくて、むしろ企業が国内にしっかりと立地をしてくれて雇用がふえる、それで税収もふえていく、自分たちが仕事を持って、子供たちも育っていける、そういう環境をつくるという政策を、今回、予算の組み替えで出させていただきましたので、ぜひもう一度、我々の組み替え案を真剣に御議論いただければというふうに思います。

次に、一般の投資減税、償却税制なり研究開発減税については今こういう御議論をさせていただきましたが、特区について議論をさせていただきたいと思えます。

沖縄に既に、特区制度、軽減税率の制度があります。この沖縄の特区の軽減税率と利用状況、どれだけの企業が利用しているか、お伺いしたいと思います。

○S大臣政務官 N委員にお答えを申し上げます。

現行の沖縄振興特別措置法におきましては、全部で七つのまず地域と特区制度がございます。一点目は、観光関連施設の集積を目的といたしました観光振興地域、そして二点目が、情報通信産業の育成を目的といたしました情報通信産業振興地域及び情報通信産業特区でございます。それから三点目でございますが、製造業等の集積と高度化を目的といたしました産業高度化地域、四点目が、産業及び貿易の振興を目的といたしました自由貿易地域及び特別自由貿易地域、そして、金融関連産業の集積と雇用の創出を目的といたしました金融業務特別地区ということで、七つのまず特区がございます。

二点目の、特区制度の税制特例につきましてでございますが、法人税等に係る軽減措置が設けられておりまして、特区に立地する企業は、法人税の所得控除、これは課税所得の三五％を十年間損金算入でございます。そして、投資税額控除などの優遇措置を受けるといえることができるようになっております。

また、これらの制度によりまして、観光客の増加であるとかあるいは情報通信産業の立地の増加、こういったものが一定程度、効果が認められているというふうに認識をさせていただいております。

○N委員 この軽減税率は何社が利用していますか。

○S大臣政務官 これではいきますと、施行された十四年度以来、情報通信産業につきましては約二百社の立地と二万人の雇用がありまして、特別自由貿易地域においては二十六社の立地と四百四十人の雇用創出、また金融機関については十四社という形になっております。

○N委員 正確にお答えいただきたいんですけども、この軽減税率を使っている企業は何社ありますか。

○S大臣政務官 この優遇措置につきまして、適用実績については、平成二十年度で三社でございます。

○N委員 そうなんです。我々のときにもこの制度を使っていましたので、これは何も民主党のせいだけじゃありませんけれども、特区で軽減税率といいながら、たった三社しか使っていないんですよ。

それで、今回の特区制度も同じ仕組みを入れているんです。三枚目の資料を見ていただきますと、総合特別区域法の第二十七条に、「専ら」国際戦略総合特区内において云々云々、二行目にあります、第二項第二号口に掲げる事業を実施する法人ということで、専らこの区域内に事業を実施する法人と。

この「専ら」という意味について、きょうは法制局に来ていただいていますので、どういうふうに解釈をしていいのか、お伺いしたいと思います。

○K政府参考人 お答えいたします。

今御質問ございました総合特別区域法案の二十七条一項の適用でございませぬけれども、この関係につきましては、法案を担当いたしました内閣官房の事務局よりも、この課税の特例の適用対象となる法人につきましては、今御指摘のとおり、特区内においてその事業を行う法人のみに限定をするんだという趣旨の御説明がございまして、今御質問ございましたような沖縄振興特別措置法におけます規定例がございまして、それと同様の形で規定をしていくということで、この条文を書いたところでございます。

したがって、例えば総合特区外にもその事業をやっているというような企業があります場合には、この課税の特例の対象にはならないという理解で規定をしております。

○N委員 もう一点お聞きしますけれども、この国際戦略総合特別区域、こちらの国際特区は何カ所ぐらいを想定しておられますか。

○R大臣政務官 お答えいたします。

今御指摘の総合特区でございませぬけれども、現在法案を提出し、御審議をこれからいただこうとするものでございませぬけれども、国際戦略特区と地域活性化特区を合わせまして、百数十程度を今のところ予定はしております。予算積算上は予定しておりますが、それはこれから、地域の方からさまざま提案があったものを踏まえまして判断されていくものというふうには認識をいたしております。

○N委員 事前にいろいろ説明を伺いますと、国際特区は数カ所程度じゃないかということで伺っておりますが、それはともかくとして、つまり、国際特区として指定をしても、専らそこでしか事業をしちゃいけない、そういう企業しか減税がない。これは沖縄の例を引いておられるということですがけれども、鳴り物入りでこの特区で活性化していこうということでもありますし、これは、我々もできなかったことを、政権交代されたんですから、ぜひやっていただきたい。

この「専ら」というのをもう少し、これはまた法案審議の中で我々もやりたいと思いますけれども、海外の企業が来ても、専らそこでしか仕事ができない。この「専ら」という文言を削除したらいかがですか。

○R大臣政務官 N先生御指摘のところ、非常にここは議論になるところでございます。我々もそのことを随分議論いたしました。

今回、この「専ら」ということに判断をいたしましたのは、やはりその特区内、その地域内での事業収益と、その外の事業収益との区分けが簡単になかなかできないのではないかなという議論もありまして、今回、この「専ら」というものを入れさせていただいたわけでありまして。

それから、先ほどN委員から話のありました、海外から来た企業という話がございますけれども、そうした点につきましては、例えばアジア拠点化推進税制というものもございますけれども、そういったものとの組み合わせで、また幾つかのバリエーションというものは考えていけるのではないかなというふうにも思っているところであります。

○N委員 まさに今、アジア拠点化法案というのが別途経産省から提出をされておまして、この関係もよくわからない。つまり、外資系企業が、例えば日本に立地をしようと思ったときに、この二つの法律を利用しよう、国際特区に立地をしよう、そこの規制緩和なんかも利用しよう、税制も使おう。他方、アジア拠点のいろいろなメリットも使おうというときに、この外資系の企業は両方の手続をとらなきゃいけない。

この二つの法律、調整して出し直すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○R大臣政務官 この点につきましては、我々も経産省の皆さんとも調整をいたしまして、実際の事業の実施に当たっては、個別の事業の実施に当たっては、総合的な対応ができるというようなことに工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

○N委員 さっきの「専ら」という点、それから、この二つの法律の活用の仕方の点、これを含めて、我々は対案をぜひ出したいと思っておりますので、また議論をさせていただきますが、より深掘りをした減税措置のもとに海外の企業あるいは国内の企業が立地できる制度を、我々として対案を出したいと思っておりますので、今検討しておりますが、ぜひまたこれは議論をさせていただきたいと思っております。

あわせて、指摘だけさせていただきます。「専ら」というのは使えない特区制度になっているということと、それから今の二つの法案、整理ができていないという点を指摘させていただきます。（…以下、略）